

特別支援教育専門家派遣事業

倉敷市教育委員会
指導課 特別支援教育推進室

1 目的

特別支援教育専門家スタッフ等による巡回相談を実施し、学校園の通常の学級及び特別支援学級等に在籍する発達障害を含め、すべての障がいのある幼児児童生徒への指導方法の確立を図る。さらに、教職員の専門性を高めることによって、支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制の充実を図る。

2 事業内容

- (1) 通常の学級で学ぶ幼児児童生徒を対象としたケース会議への支援
授業・保育を参観したのちに、指導方法・支援体制について検討する。
- (2) 特別支援学級で学ぶ児童生徒を対象としたケース会議への支援
授業を参観したのちに、指導方法・支援体制について検討する。
- (3) 保護者への支援
授業・保育を参観したのちに、指導方法・支援体制について検討し、保護者支援について学校へ助言する。
- (4) 校内研修
特別な支援が必要な幼児児童生徒の理解と支援に関する研修を行うとともに、校内支援体制の整備等について助言する。

3 特別支援教育専門家派遣事業に係るスタッフ

- (1) 専門家スタッフ（障がいに関する専門的知識・経験を有する学識経験者、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、福祉関係者等）
- (2) 指導課特別支援教育推進室主幹（臨床心理士）及び指導主事

4 事業方法

- (1) 倉敷市教育委員会は、本事業に係る特別支援教育専門家スタッフを委嘱する。
- (2) 学校園の要請に応じて、特別支援教育専門家スタッフ等が学校園を訪問し支援する。

5 その他の派遣事業

【特別支援教育エキスパート派遣事業】（県事業）

特別支援教育エキスパート派遣事業は、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校等（以下「学校園等」という。）に在籍する、発達障害を含め特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する課題が多様化、複雑化している現状に対応し、学校園等が一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、要請に応じて特別支援教育エキスパートを派遣し支援を行うことで、支援体制を含め、学校園等の特別支援教育の推進に資することを目的とする。

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱（病気療養児を含む）、言語障害、情緒障害及び発達障害に関連する支援については、県立岡山盲学校、県立岡山聾学校、県立早島支援学校、県立倉敷まきび支援学校が各障がい種に対応する。なお、発達障害に関連する支援については、全ての県立特別支援学校が対応する。

【おかやま発達障害者支援センターへの支援依頼について】

おかやま発達障害者支援センターによる支援を申し込むときは、特別支援教育推進室に連絡すること。